

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業

株式会社 野村総合研究所

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要であり、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。このような状況に鑑み、政府は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する」ことを方針として掲げているが、現段階では詳細の検討には至っていない。

当社では、平成30年度・令和元年度と子ども・子育て支援推進調査研究事業において「要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究」を推進してきた。昨年度末時点においては、システム開発に向けた仕様書を策定した。今年度ははじめには、開発事業者を決定され、令和3年度からのシステム供与に向けた準備を進めてられている。しかし、システムの仕様までは定まったが、全国で統一されていない児童記録票の記入方法、本システムへの情報の登録方法など、運用の標準化のための検討はこれまでのところ進められていない。

このような状況から、本調査研究では、これまでの調査結果を踏まえながら、市町村が要保護児童情報共有システムを全国一律で利活用するために、情報共有の基盤となるルール・記載標準の整理を目的に本調査研究を実施した。

まず、要保護児童等に関する情報共有システム上で共有されるべき情報を定めるため、簡易的なアンケート調査を実施し、各自治体が要保護児童対策協議会で共有している事項及びその共有方法について把握した。

あわせて、要保護児童等に関する情報共有システムの運用、もしくは関連機関との情報連携について、先進的な取り組みを行っている12自治体を対象として調査し、各自治体で定めている児童記録票の記載要領、既存の情報共有システムの閲覧権および編集権の付与範囲、他児童相談所とのケース移管時の留意点などについて、実態を把握した。

アンケートとヒアリングを通じて得られた各自治体の意見をもとに、要保護児童等に関する情報共有システムへの登録データの作成要領の素案を作成し、素案の妥当性については、自治体担当者およびシステム開発担当者を交えた意見交換会を通じて検討した。

また、児童虐待への対応にあたっては、様々な関係機関と緊密に連携することが重要であることから、要保護児童等に関する情報共有システムを活用し、児童相談所と市町村が、他の関係機関と、より円滑に情報共有を行うことができる仕組みを検討することが求められている。そのため、他の関係機関がシステムを介して情報共有に参加できる仕組みについて、検討を行い、素案を作成した。その他、現行システムにおけるデータ保持の在り方についても、自治体担当者の要望を踏まえて、新たな保持形式の素案を作成した。

最終的に、本調査研究においては、都道府県間における要保護児童等の情報共有システムに係る登録データの作成要領、他の関係機関がシステムを介して情報共有に参加できる仕組み、および新たなデータ保持形式の素案を作成し、厚生労働省に報告した。